平成２７年（フ）第１８１号
新潟県見附市本所１丁目13番34号
債務者　内田　孝樹
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１８８３号
名古屋市西区天塚町１丁目32番地の２　城北マンション407号
債務者　石川　昌代
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９６２号
愛知県小牧市応時３丁目161番地　グリーンタウン北棟101号、従前の住所愛知県犬山市字薬師前28番地７
債務者　板津　和夫
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９８号
名古屋市港区惟信町２丁目11番地の２
債務者　原口　好美
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１８号
京都府木津川市梅美台１丁目５番地11　ベローチェ梅美台106号
債務者　矢野　　論
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
京都市北区上賀茂桜井町87番地　美園荘103号室
債務者　伊藤　久直
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
京都市山科区北花山大林町39番地３　ヴィエント北花山415
債務者　澤田　隆史
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
京都市左京区田中馬場町151番地　市住８棟406号室
債務者　戸髙　一也
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
岡山県倉敷市浜町１丁目７番11号シティハイツ浜201号
債務者　藤原　寿幸
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
福岡市早良区野芥４丁目43番７－106号、申立時の住所佐賀県鳥栖市養父町74番地３
債務者　戸渡　　崇
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
佐賀市西与賀町大字厘外796番地４　有明マンション12号室
債務者　山崎　勝好
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
北海道名寄市西４条南８丁目８番地２
債務者　刈田　由香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１４５２号
埼玉県白岡市高岩1321番地
債務者　新井　千晶
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７０号
埼玉県草加市瀬崎５丁目27番14号　パスタラル203号、旧住所東京都足立区柳原１丁目35番２－804号
債務者　染谷　宏之
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
静岡県熱海市上多賀1045－293　ヴェルソー・Ｋ101号室、住民票上の住所静岡県熱海市泉274番地の127
債務者　加藤　　博
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５１５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地（泉南一丘団地28棟105号）
債務者　河野　　廣
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５７１号
大阪府貝塚市麻生中1111番地２滝住宅１階13号、前住所大阪府貝塚市半田581番地２
債務者　和田真衣子（旧姓守口）
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係